

芦屋港ボートパーク新規係留船舶募集要項

芦屋港ボートパーク（以下「施設」という。）は、海洋レクリエーションの普及及び地域の活性化並びに賑わい交流拠点の創出を図るために設置した施設です。

このたび、施設開業に伴い新規係留船舶の申込受付を下記の内容で実施いたします。係留を希望される方は、この募集要項をよく読んだうえ、必要書類を添えて応募ください。

1 施設概要

- (1) 施設名称： 芦屋港ボートパーク
- (2) 所在地： 福岡県遠賀郡芦屋町西浜町 3843-1 ほか
- (3) 施設内容： 水上係留施設・浮桟橋 5 基（－ 3.0 m 水深）
 - ・ 収容隻数： 171 隻（ビジターバース 3 隻を含む）
 - ・ 給水設備： 44 基× 2 口
 - ・ 給電設備： 7 基（電圧 125 V）

2 募集数

艇 長	バース	区画数
全長 6.0 m 未満 （全幅 2.60 m 以下）	A	14
全長 6.0 ～ 7.0 m （全幅 2.75 m 以下）	B	30
全長 7.0 ～ 8.0 m （全幅 3.00 m 以下）	C	49
全長 8.0 ～ 9.0 m （全幅 3.45 m 以下）	D	26
全長 9.0 ～ 10.0 m （全幅 3.70 m 以下）	E	24
全長 10.0 ～ 11.0 m （全幅 4.00 m 以下）	F	14
全長 11.0 ～ 12.0 m （全幅 4.30 m 以下）	G	8
全長 12.0 ～ 13.0 m （全幅 4.40 m 以下）	H	2
全長 13.0 ～ 14.0 m （全幅 4.60 m 以下）	I	1
合 計		168

※艇長は、船舶検査証書に記載されている登録長ではなく、チルトアップした船外機等、艇長に含まれない全ての艀装品を含んで実測した艇の全長をいいます（艇幅も同様に付属品を含む実測全幅長です）。

※1 申請者につき 1 隻までの応募とします。（1 隻で 2 区画を利用する場合は、2 区画分の料金を徴収します。）

3 係留料・保証金

(1) 係留料： 船舶の長さ1メートルあたり月額1,980円(税込み)

(2) 保証金： 月額係留料の12月分に相当する額

※ 令和8年度の係留料は、利用開始日の属する月の1日から令和9年3月31日までの料金となり(利用開始日が12月中の場合は、係留料は令和8年12月1日～令和9年3月31日までの4か月分、利用開始日が1月中の場合は、係留料は令和9年1月1日～令和9年3月31日までの3か月分など)、月単位でのお支払いとなります。

※ 納付期限までに支払いがなかったときは、利用許可を取り消す場合がありますのでご注意ください。

4 対象船舶

施設に係留できる船舶は、以下の条件をすべて満たす船舶とします。

- (1) 船舶検査証書の用途欄が「プレジャーモーターボート」「プレジャーヨット」等となっている船舶であること(水上バイク・ミニボート、ディンギーヨット類は禁止)。
- (2) 船舶検査証書の有効期限を有している船舶であること。
- (3) 漁船法または遊漁船法に基づく登録を受けていない船舶であること。
- (4) 実測全艇長、全艇幅が募集した区画の規格内であること。

5 利用資格者

施設の利用の許可を受けようとする方は、以下の資格及び条件をすべて満たす必要があります。

- (1) 本人名義で船舶を所有している方、または利用許可期間までに船舶を所有する予定がある方
- (2) 船舶を操縦するために必要な小型船舶操縦免許を有する方
- (3) 対物賠償及び対人賠償等を補填する船舶責任保険に加入している方。
- (4) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号及び第6号に規定する暴力団や暴力団員、「芦屋町暴力団等排除条例」第3条第1項第2号から第5号の規定に該当する者(以下、「暴力団等」という。)に該当しない方

6 募集期間・応募方法

(1) 募集期間： 令和8年10月5日(月)～11月13日(金)

(2) 受付時間： 午前9時00分から午後5時00分まで(土、日、祝日を除く)

- (3) 応募方法： 「13 お問合せ先」に持参または郵送（郵送の場合は期間内必着）
- (4) その他： 書類に不備がある場合は、受付できないことがありますので、募集期間には余裕をもってご提出ください。

7 申請資料

- (1) 利用許可申請書（様式ア）
- (2) 小型船舶操縦免許証の写し ※有効期限内のもの
- (3) 船舶検査証書の写し ※有効期限内のもの
- (4) 船舶検査手帳の写し（表・裏） ※手帳裏面の提出漏れにご注意ください
- (5) 損害賠償保険に係る保険証券の写し ※有効期限内のもの
- (6) 所有者の承諾書（所有者以外の方が申請する場合のみ）
- (7) その他必要な添付書類
- ア) 個人申請の場合
- ・警察照会等に係る同意書（様式イ）
- イ) 法人申請の場合
- ・警察照会等に係る同意書
 - ・法人の「登記簿謄本」の写し（発行後3ヶ月以内のもの）
- ウ) 共同利用の場合
- ・警察照会等に係る同意書
 - ・共同所有者名簿（様式ウ）
 - ・共同所有者全員の小型船舶操縦免許証の写し
- エ) 船舶購入予定者の場合
- ・警察照会等に係る同意書
 - ・入手予定船舶の「売買契約書」又は「船舶検査証書」の写し

8 利用者決定方法

申請の際に提出された許可申請書類一式の内容を確認し、審査の上、許可条件を満たす方に「利用許可書」を送付いたします。

※虚偽の内容、申請条件を満たしていない、期日までに船舶を入手できない等の理由により、許可できない、又は許可を取り消す場合があります。

9 抽選実施

応募数が各バースの募集区画数を超えた場合、抽選により係留船舶を決定します。

(1) 日 時

令和8年12月11日(金) 予定

※日程は現時点の予定のため、変更となる場合があります。

※詳細な情報は、申請者に別途通知します。

(2) 抽選方法

- ・ 当選者が辞退したときなどのために、「補欠順位」を抽選により決定します。
- ・ 当選者が辞退した場合は、「補欠順位」に従って利用者を決定します。
- ・ 抽選の際は、申込者の立会をお願いします。立会いが難しい場合は、芦屋町が代理人として抽選いたします。

(3) 抽選結果をお知らせする方法

- ・ 抽選日の翌日以降に、芦屋町ホームページに掲載するとともに、申請者全員に抽選結果を通知します。
- ・ 当選した方に、「利用許可書」を送付いたします。

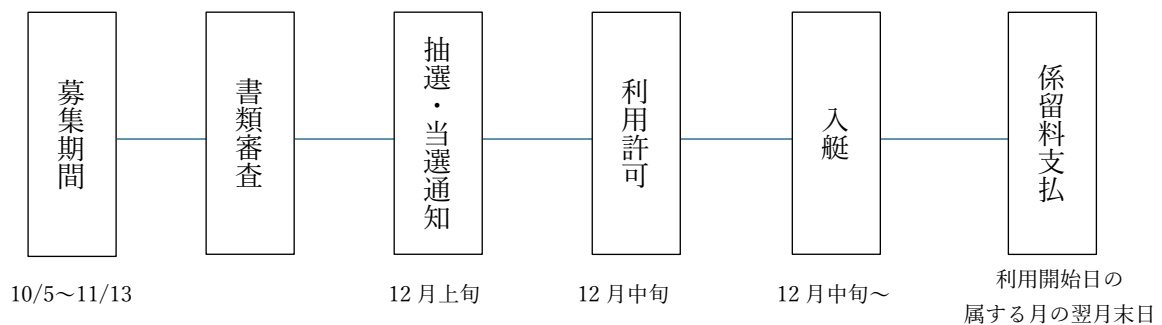
(4) その他

予定隻数に達していない区画については、令和9年2月頃にあらためて募集を行う予定です。(募集時期は予定のため、変更となる場合がございます。)

10 係留開始時期

令和8年12月中旬以降

11 応募後の手続き



12 留意事項

- (1) 応募の際に係留場所は希望できません。当選者の係留場所は芦屋町で決定します。
- (2) 提出書類を審査のうえ、申請者多数の場合は抽選により当選者を決定します。当選した権利は、他者に譲渡できません。
- (3) 応募内容に虚偽又は不正の事実があった場合や、当選後の施設利用に関する手続きに不備があった場合等は、当選を取り消すことがあります。

- (4) 船舶搬入後の改造（アンカーローラーの取付等）により、実全長が募集した施設の規格を超過した場合は、利用許可を取り消すことがあります。
- (5) 施設内での営業行為は禁止しているため、営業行為を目的とした応募はできません。

1 3 お問い合わせ先

芦屋町役場 芦屋港活性化推進室 事業推進係

住所：〒807-0101 福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号

電話：093-223-3550 / FAX：093-223-3927